

議案第87号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星 野 稔

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一日以上六月以下給料の額」を「1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第4条中「一日以上六月以下」を「1日以上6月以下」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。